

平成30年2月1日開催

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

国民健康保険の広域化について

- ・国民健康保険広域化の概要と保険税率の設定 1～3

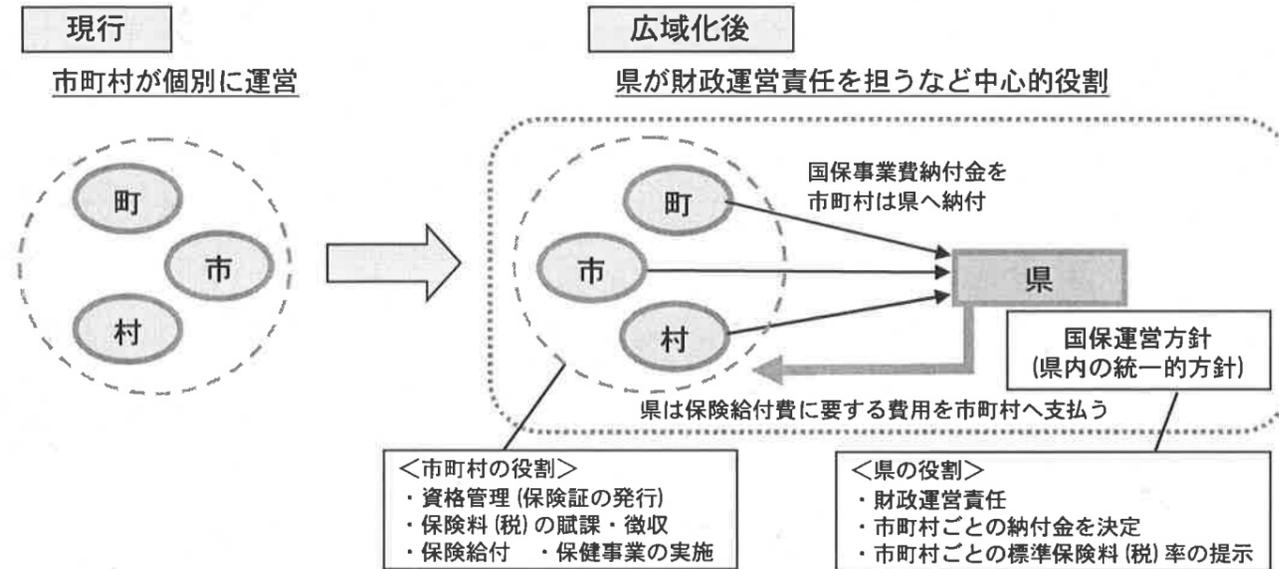
国民健康保険広域化の概要と保険税率の設定

所管委員会	厚生常任委員会
提出課	国保年金課

I 国民健康保険の広域化の概要

1 国民健康保険運営のしくみ

- 平成 30 年度からの国民健康保険の広域化は、県と市町村が共に保険者となり、広域的に国民健康保険を運営する新しい支え合いの仕組みを構築するものである。都道府県が財政運営の責任を担うことにより、国保の財政運営の安定化と、市町村国保の効率的な事業実施を目指している。



2 国民健康保険財政安定化のしくみ

(1) 公費による財政支援の拡充

- 国は、市町村国保に対し平成 27 年度から約 1,700 億円を財政支援してきたが、平成 30 年度からさらに約 1,700 億円を拡充して年額約 3,400 億円を投入し、国保の抜本的な財政基盤の強化を図ることとしている。
- 平成 30 年度からの公費拡充 1,700 億円により、国では被保険者一人当たり約 5,000 円の財政改善効果があるとしている。

(2) 国民健康保険事業費納付金制度

- 市町村は、県が医療給付費、所得水準、被保険者数、国庫負担金等の収支見込みに基づいて、算定した事業費を県へ納付する。
- 県からは、保険給付費等に要する費用が市町村へ交付される。

(3) 新潟県国民健康保険財政安定化基金

- 市町村は、保険税収納不足等により財源不足が生じた場合、県が設置する財政安定化基金から貸付・交付を受けることができる。(3年で償還・無利子)
- 平成 35 年度までの特例として、県は保険税の激変緩和措置などの資金に充てることができるとしている。

3 新潟県における国民健康保険の広域化

<新潟県国民健康保険運営方針の策定>

- 県と市町村が一体となり、保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進することを目的としている。
- 県と市町村の協議に基づき、財政運営、資格管理、保険給付、保険料 (税) 率の決定などに関する「新潟県国民健康保険運営方針」が決定された。

<市町村標準保険料 (税) 率の算定>

- 市町村へ示す標準保険料率の設定は、下記の方式により算定する。【当市は現行と変更なし】

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
標準保険料率	3方式	2方式	2方式
	所得割	所得割	所得割
	均等割 (被保険者数)	均等割 (被保険者数)	均等割 (被保険者数)
	平等割 (世帯数)		

<新潟県における主な事務統一>

○保険税率

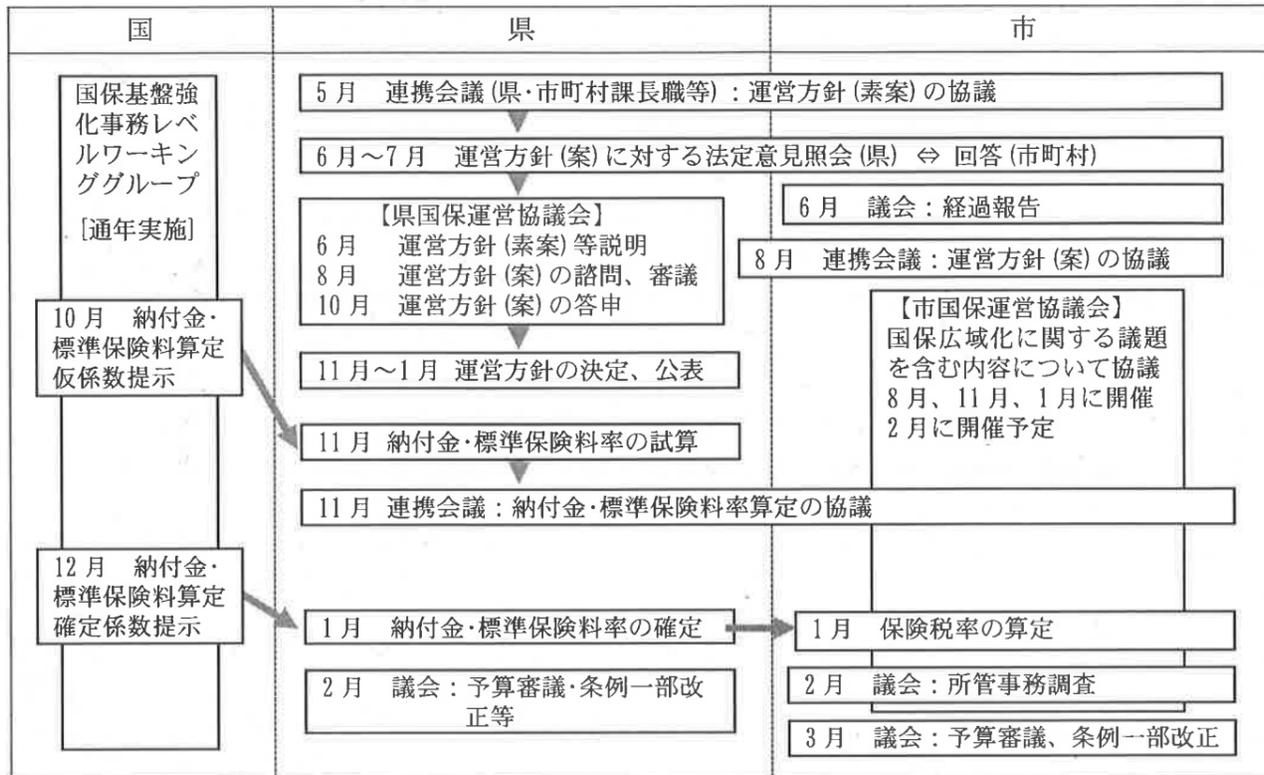
市は県から提示される事業費納付金を賄うため、標準保険料 (税) 率を参考に当市の保険税率を決定する。※県は保険料方式で決定するが、当市においては保険税方式で決定する。

	現行	広域化後
見直しサイクル	必要に応じて見直し	毎年度
標準保険料率	—	保険税率決定時における参考値
保険税賦課方式	4月に暫定賦課として3回の納期で賦課 (前々年中の所得で仮の賦課) 7月に確定賦課として9回の納期で賦課 (前年中の所得で賦課)	・暫定賦課を廃止し、確定賦課に一本化 ・7月に年間保険税額として、3月までの9回の納期で決定し賦課
法定外繰入	市の判断による	国は段階的に削減を目指している

○被保険者証

- 事務の効率化に向け、被保険者証と高齢受給者証を一体化し、一斉更新時における保険証発行事務を共同事業化により新潟県国民健康保険団体連合会が一括作成し、市町村へ納品する。
- 当市では、被保険者証と高齢受給者証の一体化は既に実施済み。

4 国保広域化の経過・予定

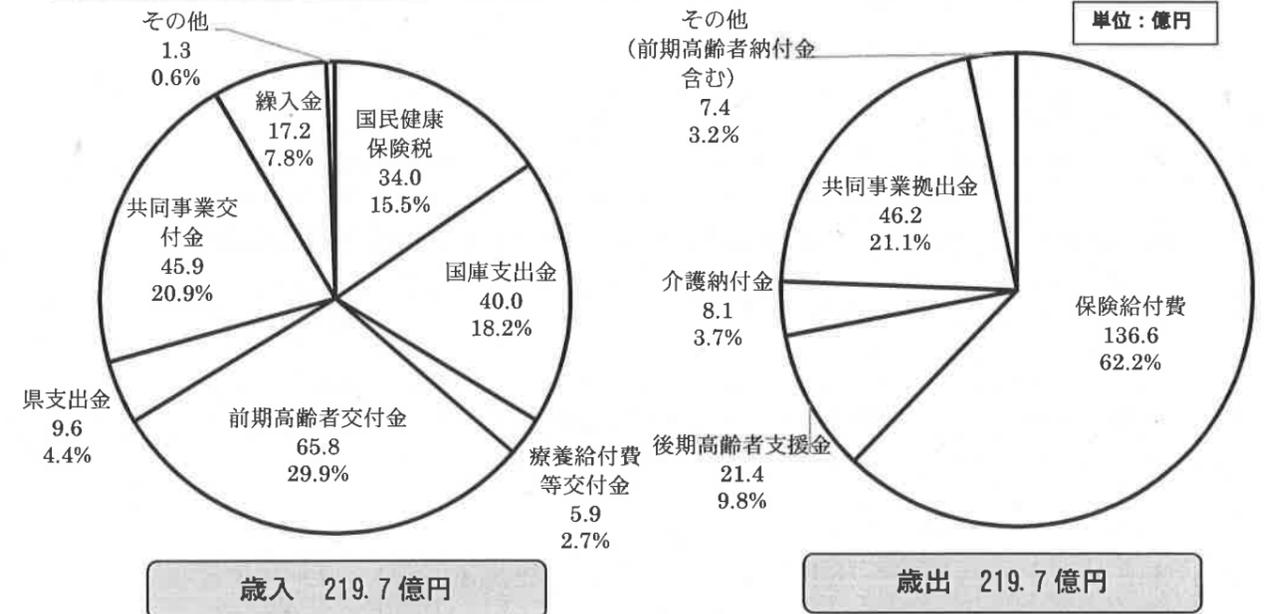


5 保険料(税)率決定のプロセスの変更

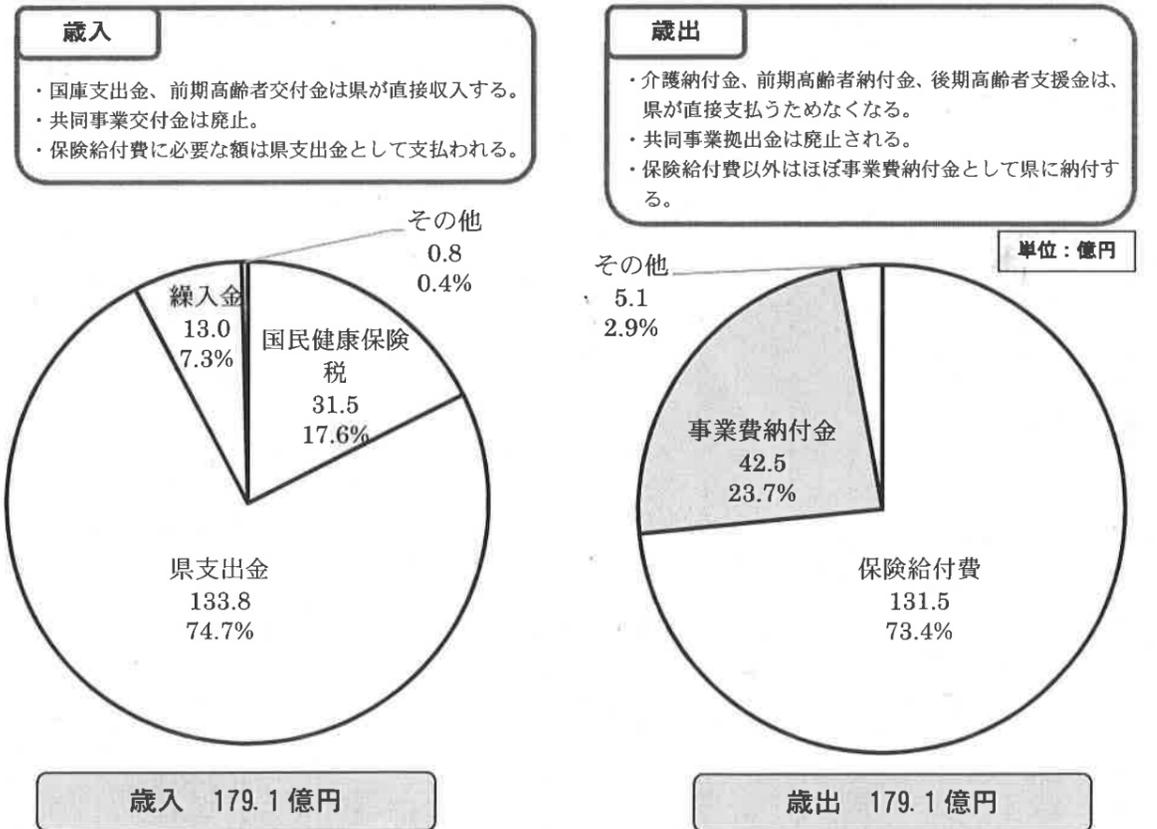
	現行	広域化後	
	市	県	市
歳出	・ 保険給付費を見込む。 ・ 保健事業費、前期高齢者納付金等、保険給付費以外の歳出を見込む。	・ 県全体の保険給付費を見込む。 ・ 市町村ごとの事業費納付金を算定し、提示する。	・ 保険給付費、保健事業費等の事業納付金以外の歳出を見込む。
歳入	・ 保険税収入を見込む。 ・ 国、県支出金等全ての公費を見込む。	・ 保険給付費等、市町村への交付金を提示する。	・ 歳出額に対して必要な保険税収入額を見込む。
税率決定	・ 保険税率を決定する。	・ 市町村ごとの標準保険料(税)率を提示する。	・ 標準保険料(税)率を参考に、市町村の責任において保険税率を決定する。

6 当市の国民健康保険特別会計の変更

平成29年度当初予算 219.7億円



平成30年度当初予算のイメージ 179.1億円 (H30.1月時点の概算値)



- 歳入**
- ・ 国庫支出金、前期高齢者交付金は県が直接収入する。
 - ・ 共同事業交付金は廃止。
 - ・ 保険給付費に必要な額は県支出金として支払われる。

- 歳出**
- ・ 介護納付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金は、県が直接支払うためなくなる。
 - ・ 共同事業拠出金は廃止される。
 - ・ 保険給付費以外はほぼ事業費納付金として県に納付する。

II 平成30年度の保険税率の設定について

1 保険給付費、事業費納付金、保険税率の比較検討

(1) 市が推計する保険給付費に必要な賦課総額と現行税率

保険給付費	131億5,044万円 推計方法＝H29の一人当たり給付費見込×H26～H28の一人当たり給付費の平均伸び率×市が推計したH30の推計被保険者数						
事業費納付金	43億6,105万円						
保険税率 (現行税率)	医療給付費分			後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
	7.50	19,400	26,000	2.43	10,700	2.33	13,800
保険税賦課必要額	37億1,184万円(上記税率とした場合の保険税賦課額 36億7,295万円)						

<保険給付費>

- 市が推計する保険給付費は、一人当たりの保険給付費が増加傾向にあることから、131億5,044万円とした。(右グラフ参照：一人当たり給付費345,682円×被保険者数38,042人)

<事業費納付金>

- 保険給付費の推計から事業納付金を算定すると43億6,105万円となり、財源として必要な保険税賦課額を37億1,184万円と見込んだ。
- 現行税率を据え置いた場合、**保険税賦課額は36億7,295万円と見込まれ、事業費納付金の財源として必要な保険税賦課額37億1,184万円との差額は3,889万円となる。**この差額は財政調整基金を繰り入れて対応することとしたい。

(2) 県が推計した保険給付費、提示した事業費納付金と標準保険料(税)率

保険給付費	127億4,165万円(市の推計との比較 △4億879万円) 推計方法＝H27年3月～H29年8月の一人当たり保険給付費と被保険者数の実績を基に推計						
事業費納付金	42億4,565万円						
保険料(税)率 (市町村算定方式)	医療給付費分			後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
	6.89	17,493	23,992	2.91	12,632	1.98	12,416
保険税賦課必要額	35億9,644万円(上記税率とした場合の保険税賦課額 34億1,367万円)						

<保険給付費>

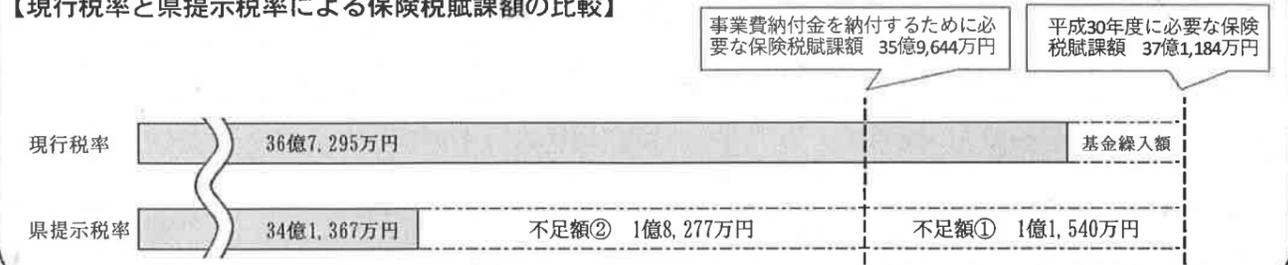
- 県が推計した保険給付費は、**一人当たりの保険給付費が当市の推計よりも低く算定**されており、市の推計とは4億879万円の乖離がある。その額を充足するためには、さらに1億1,540万円の保険税の確保が必要となる。**不足額 △1億1,540万円＝①**
- 保険給付費が不足した場合は、当年度中に**県から市へ保険給付費が追加交付**されるが、その相当額が翌々年度の事業費納付金に加算されるため、翌々年度には税率の引き上げや財政調整基金繰入により**財源確保が必要となる。**

<事業費納付金>

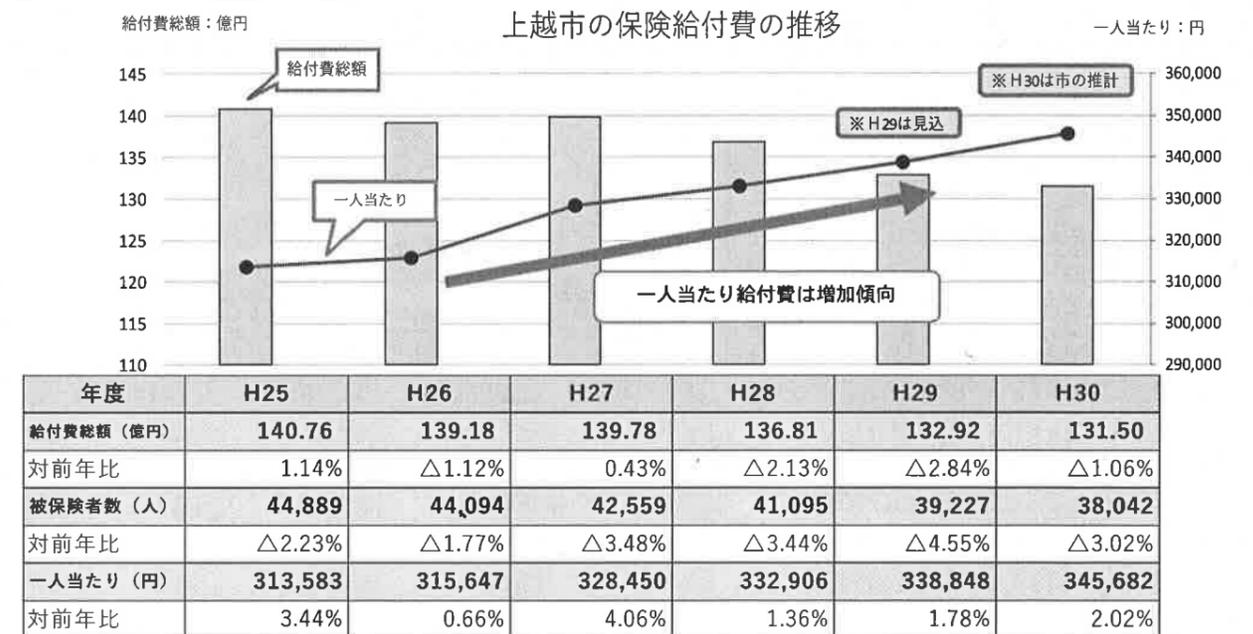
- 保険給付費を県の推計値とした場合でも、県が提示した保険料(税)率は課税限度額を考慮しない理論上の数値であり、この率では保険税賦課額は34億1,367万円と見込まれ、**必要となる保険税賦課額の35億9,644万円には1億8,277万円の不足が生じ、事業費納付金が納付できない。**

不足額 △1億8,277万円＝②

【現行税率と県提示税率による保険税賦課額の比較】



当市における保険給付費総額と一人当たり給付費



2 平成30年度の保険税率の設定

- 現行税率(保険税賦課額36億7,295万円)とした場合は、県提示の税率(保険税賦課額34億1,367万円)よりも2億5,928万円多い保険税賦課額が見込まれるが、実質的に必要と見込まれる額を賄うには3,889万円不足する。
- 安定した国保運営を確保するため、平成30年度は、**財政調整基金を繰り入れ、現行税率の据置き**としたい。

<財政調整基金の推移>

(単位：億円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込
年度末残高	7.97	11.23	8.02	5.50

【平成30年度の保険税率の考え方】

平成30年度の保険税率は現行税率を据え置く。

- 当該年度の保険給付に必要な額を年度内に確保することができる。
- 県へ納付する事業費納付金の財源を賄うことができる。
- 税率の変更を行わないことにより被保険者の混乱を避けることができる。